

アース・カー カーシェアリングサービス 「種まき人」に関する規約

第1条 (目的)

本規約は、株式会社アース・カー（以下「当社」といい、フランチャイズ店を含みます）が当社との間でカーシェアリングサービスに関する会員契約を締結している方（以下「会員」という）及び当社との間で本規約に基づいた会員契約を締結している方（以下「種まき人会員」という）に提供する次に掲げる事項について定めることを目的とします。

- (1) 会員及び種まき人会員が当社がカーシェアリングを提供する駐車場(以下「ステーション」という)の設置希望を依頼する事項
- (2) 会員及び種まき人会員が当社のカーシェアリング事業を運営する方（以下「FC 加盟希望者」という）を紹介する事項
- (3) 会員及び種まき人会員がステーションで使用する駐車場を紹介する事項
- (4) 会員及び種まき人会員が会員を紹介する事項
- (5) その他甲が必要と認めた事項

第2条 (種まき人会員の定義)

種まき人会員とは、当社カーシェアリングサービス会員約款・貸渡約款第1条第2項第4号にて定義する会員とは異なり、第1条の事項に限定したものとします。

第3条 (会員及び種まき人会員契約の申込み及び契約成立)

会員及び種まき人会員の申込みを希望する者は当社に対し、当社所定の方法により次の事項を届け出て、会員契約を締結することを申込みものとします。

- (1) 氏名（法人は名称または商号）
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 固定電話番号または携帯電話番号
- (5) 電子メールアドレスまたは携帯電話メールアドレス
- (6) その他当社が必要と認めた事項

第4条 (会員及び種まき人会員契約の有効期間)

会員及び種まき人会員契約は、会員契約が成立した時からその効力を生じ、かかる時の後に最初に到来する3月31日まで有効に存続するものとします。ただし、当該期間の満了の1ヶ月前までに、会員及び種まき人会員から当社に対し当社所定の方法による終了の申し出がなく、かつ、当社が承認した場合には、会員契約は、同一条件をもってさらに1年間有効に存続するものとし、以後も同様とします。

第5条 (当社による会員及び種まき人会員契約の解除)

当社は、会員及び種まき人会員が次のいずれかに該当した場合には、会員及び種まき人会員に対し何らの通知、催告をすることなく、即時に、会員及び種まき人会員との間の会員契約を解除することができるものとします。なお、第3条に規定にかかわらず、前項に基づき当社が解除した会員契約は、当社が

当該解除を行った時点で終了するものとします。

- (1) 第2条に定める事項の全てを届け出ず、また届け出た事項に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 過去に当社から会員契約、運転者登録契約若しくは貸渡契約の申込みを承諾されず、又は会員契約、運転者登録契約若しくは貸渡契約を解除されたことがある場合
- (3) 前各号のほか、会員及び種まき人会員との間の会員契約を継続することが不適当であると当社が判断した場合

第6条（会員及び種まき人会員による解約）

会員及び種まき人会員は、会員契約を解約することを希望する場合には、当社に対し、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。なお、第3条の規定にかかわらず、前項の申出を行った会員及び種まき人会員と当社との間の会員契約は、前項の申出が当社に到達した日の属する月の翌月末日までの間で当社が指定する日をもって終了するものとします。

第7条（会員及び種まき人会員契約終了後の処理）

当社は、会員契約終了日をもって、会員及び種まき人会員の認証に必要な全てのID、パスワード、コンピューター上の設定の無効化に必要な一切の措置を取るものとします。

第8条（個人情報の取扱い）

会員及び種まき人会員の個人情報の取扱いについては、当社が別途定める「個人情報の取扱いについて」によることとします。

第9条（登録方法）

会員及び種まき人会員は第1条に定める事項を当社所定の方法により登録することにより、当社所定の方法により依頼または紹介等をするものとします。

第10条（対価）

会員及び種まき人会員が第1条の事項を行い、当社の承認がされた場合には、当社所定の方法により当社は会員または種まき人会員に対し別紙に定める対価を支払うものとします。なお、会員及び種まき人会員の不正行為により会員及び種まき人会員に対価が発生した場合は、当該対価は遡及的に無効となり、会員及び種まき人会員が既に対価を受領していた場合には、返済の義務を有し、返済にかかり生じた費用の一切は会員及び種まき人会員が負うものとします。

第11条（本規約の改定・変更・終了）

本規約の改定、変更又は終了する場合、当社が会員または種まき人会員に対して電磁的方法の交付にて通知するものとし、この通知をもって改定、変更又は終了することができるものとします。

第12条（不正行為禁止に関する誓約）

会員及び種まき人会員は、ステーションの設置希望依頼、FC加盟希望者の紹介、車両の紹介、駐車場の紹介、会員の紹介及び当社が必要と認めた事項について、不正の目的をもって行為を行わないことを誓約します。

第13条（反社会的勢力の排除に関する誓約）

当社、会員及び種まき人会員は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証します。

- (1) 当社、会員及び種まき人会員、当社、会員及び種まき人会員の役員・使用人は、現に反社会的勢力でなく、また、過去に反社会的勢力でなかった。
- (2) 当社、会員及び種まき人会員、当社、会員及び種まき人会員の役員・使用人は、反社会的勢力を利用しません。
- (3) 当社、会員及び種まき人会員、当社、会員及び種まき人会員の役員・使用人は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力または関与する行為はしません。
- (4) 当社、会員及び種まき人会員、当社、会員及び種まき人会員の役員・使用人は、反社会的勢力に対し、社会的に避難されるべき関係を有しません。
- (5) 当社、会員及び種まき人会員は、自らもしくは第三者を利用して、本同意書の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しません。

第14条（確認事項）

- (1) 会員及び種まき人会員は、設置希望を依頼したステーションが必ずしも開設されるものではないことを確認します。
- (2) 会員及び種まき人会員は、紹介したFC加盟希望者が必ずしも契約締結に至るものではないことを確認します。
- (3) 会員及び種まき人会員は、紹介した駐車場が必ずしも当社のステーションとして使用されるものではないことを確認します。
- (4) 会員及び種まき人会員は、紹介した会員が必ずしも当社の会員として入会するものではないことを確認します。
- (5) 会員及び種まき人会員は、その他当社が対価が発生するものとして必要と認めたものに関しても、必ずしも常に対価が発生する条件が成就するものではないことを確認します。

第15条（債権譲渡）

当社は、第三者に対し、本規約に基づき会員及び種まき人会員に対して有することとなる債権を譲渡することがあります。なお、会員及び種まき人会員は第三者に対し債権を譲渡することは一切できないものとします。

第16条（損害賠償）

会員及び種まき人会員は、故意または過失により当社に生じた損害の一切を賠償するものとします。

第17条（免責）

- (1) 当社は会員及び種まき人会員に不利益または損害が生じた場合であっても、これについていかなる賠償も行わないものとします。ただし、原因事由が当社の故意または重大な過失によるものであるときはこの限りではありません。
- (2) 当社は第5条または第6条により会員及び種まき人会員が会員契約を解除または解約した場合の保有するポイントは消滅するものとし、これについていかなる賠償も行わないものとします。

- (3) 当社は会員及び種まき人会員が故意または過失により、不正に第1条の事項を行い、不利益または損害が生じた場合であっても、これについていかなる賠償も行わないものとします。
- (4) 当社は会員及び種まき人会員が誤った情報を登録したことにより、不利益または損害が生じた場合であっても、これについていかなる賠償も行わないものとします。
- (5) 当社は会員及び種まき人会員が電信、インターネットまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により不利益または損害が生じた場合であっても、これについていかなる賠償も行わないものとします。
- (6) 当社は会員及び種まき人会員のコンピュータや携帯電話のハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、入力内容の錯誤、当社のコンピュータシステム、ソフトウェア及びオンラインの故障、誤作動により会員及び種まき人会員に不利益または損害が生じた場合であっても、これについていかなる賠償も行わないものとします。
- (7) 当社は第三者による当社システムへの侵入、妨害行為、情報の改ざん等により、当社システムのサービス提供の遅滞、停止を余儀なくされた場合に会員及び種まき人会員に不利益または損害が生じた場合であっても、これについていかなる賠償も行わないものとします。
- (8) 当社はその他当社の責めによらない事由により会員及び種まき人会員に不利益または損害が生じた場合であっても、これについていかなる賠償も行わないものとします。

(別紙)

	ステーション設置希望	FC 加盟希望者紹介
対象者	会員及び種まき人会員	会員及び種まき人会員
対価額	100P(初回のみ) 2,000P	商品券 15,000 円 or 30,000P
支払/付与条件	当社が定めた方法にて設置希望依頼をすること 登録した希望地域でステーションがオープンすること	、 FC 加盟希望者の契約締結
支払/付与時期	設置希望依頼登録時 オープン月末日締翌月末日	、 FC 加盟希望者契約締結及び入金確認 月末日締翌月末日
支払/付与方法	、 マイページ上に付与	登録の住所へ郵送 マイページ上に付与
	駐車場紹介	会員紹介
対象者	会員及び種まき人会員	会員及び種まき人会員
対価額	商品券 20,000 円 or 40,000P	2,000P(紹介を受けた方) 2,000P(紹介した方)
支払/付与条件	、 駐車場契約の締結	紹介を受けた方の入会手続きが完了すること 紹介を受けた会員が当社のカーシェアリング サービスを利用すること
支払/付与時期	、 駐車場契約月末日締翌月末日	入会月末日締翌月末日(紹介を受けた会員) 利用月末日締翌月末日
支払/付与方法	登録の住所へ郵送 マイページ上に付与	、 マイページ上に付与

商品券は当社が指定するものに限りません。

ポイントとは e ポイント倶楽部のポイントを指します。e ポイント倶楽部に関しては、別途当社の定める規約(名称や形式を問いません。)に従うものとします。

(附則)

- 1 本規約は平成25年2月25日より施行する。
- 2 本規約は平成25年8月16日より改定施行する。